

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の観覧料は、許可の際に徴収する。</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の観覧料は、許可の際に徴収する。<u>ただし、同項の観覧料のうち企画展観覧料については、あらかじめ徴収することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。